

令和5年余市町議会第4回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
延 会 午後 2時39分

○招 集 年 月 日

令和5年12月12日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和5年12月12日（火曜日）午前10時

○出 席 議 員 （16名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 14番 大物翔
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総務部長（兼）税務課長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 成 田 文 明
まちづくり計画課長 北 島 貴 光
下 水 道 課 長 樋 口 正 人
水 道 課 長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○欠 席 議 員 （0名）

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
行政報告
- 第 3 令和 5 年余市町議会第 3 回定例会付託 議案第 6 号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案
(余市町下水道条例審査特別委員会審査結果報告)
- 第 4 令和 5 年余市町議会第 3 回定例会付託 議案第 7 号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案
(余市町水道事業給水条例審査特別委員会審査結果報告)
- 第 5 令和 5 年余市町議会第 3 回定例会付託 認定第 1 号 令和 4 年度余市町水道事業会計決算認定について
(令和 4 年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告)
- 第 6 議案第 1 号 令和 5 年度余市町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 第 7 議案第 2 号 令和 5 年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 8 議案第 3 号 令和 5 年度余市町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 4 号 令和 5 年度余市町公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 10 議案第 5 号 令和 5 年度余市町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 11 議案第 6 号 余市町職員給与条例

及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

- 第 12 議案第 12 号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 13 議案第 13 号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第 14 議案第 14 号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 15 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長(藤野博三君) ただいまから令和 5 年余市町議会第 4 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 16 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告 3 件、議案 14 件、他に一般質問と議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長(藤野博三君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 10 番、伊藤議員、議席番号 11 番、茅根議員、議席番号 13 番、ジャストミートあたる議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(藤野博三君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を

求めます。

○6番(庄 巖龍君) 令和5年余市町議会第4回定例会開催に当たり、昨日午前10時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、委員会審査結果報告3件、議案14件、一般質問は9名により17件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日より12月14日までの3日間と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

令和5年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第3、議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、余市町下水道条例審査特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和5年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第4、議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、余市町水道事業給水条例審査特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

令和5年余市町議会第3回定例会付託に関わる日程第5、認定第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、令和4年度余市町水道事業会計決算特別委員会審査結果報告でありますので、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第6、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算(第5号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第4号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第5号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第6号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第13、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第14、議案第14号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第15、一般質問は、9名による17件です。

日程第16、議案第7号 余市町児童館条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第17、議案第8号 余市町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第18、議案第9号 工事請負契約締結事項の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第19、議案第10号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第20、議案第11号 指定管理者の指定についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出された時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から14日までの3日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から14日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、去る11月28日、後志町村議会議長会による北海道横断自動車道の早期整備に関する要望活動が実施され、お手元に配付の内容のとおり関係省庁、道内選出国會議員に要請しておりますので、ご報告いたします。

次に、去る11月29日、東京NHKホールにおいて第67回町村議会議長全国大会、併せて第48回豪雪地帯町村議会議長全国大会が開催され、来賓として小里内閣総理大臣補佐官、渡辺総務副大臣、石川内閣府副大臣、工藤内閣府副大臣、森山自由民主党総務会長、吉田全国町村会長、他に各地方選出国會議員を迎え、お手元に配付の大会決議並びに特別決議等が採択されましたことをご報告申し上げます。なお、それぞれの詳細につきましては、関係書類を事務局に保管してありますので、必要な場合はご覧いただきたいと思っております。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 職員の逮捕、起訴について行政報告いたします。

総務部税務課長の庄木淳一52歳が公共工事に関わって建設業者から当該職員へ金品等の授受があったことによる収賄容疑で本年11月18日土曜日に逮捕、また12月8日金曜日に起訴されました。本件につきましては、令和2年12月から本年8月まで不正な職務行為の見返りとして賄賂を受け取ったとされるものであります。これを受け、12月8日付で当該職員を休職処分とし、総務部総務課付

人事異動を発令しました。本町といたしましては、今後の公判に注視し、事実関係の把握に努め、余市町コンプライアンス委員会の設置など再発防止について取り組んでまいります。

今後このような事件が起きないように全職員が地方公務員としての自覚を再認識し、服務規律の厳守と職員倫理を徹底し、公正な町政運営の確立により町民から信頼されるまちづくりを進めるため、全庁を挙げて綱紀粛正に取り組み、職員一丸となって町民の負託に応えてまいります。

今回の事件により議員各位はじめ町民の皆様にご迷惑と町政の信頼を損ねたことに対して職員共々深くおわびを申し上げます。今後町民から信頼される町政確立のため、全力を傾注してまいりますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、令和5年第3回定例会において付託に関わる日程第3、議案第6号

余市町下水道条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、余市町下水道条例審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○1番（山本正行君） ただいま上程されました令和5年余市町議会第3回定例会において余市町下水道条例審査特別委員会設置付託に関わる議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過と結果のご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和5年9月19日議会終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私山本が、副委員長に寺田委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員

の出席状況につきましては、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。
○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） ただいま議題となっております令和5年第3回定例会付託に関わる議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、料金と消費税を分離することで消費税率が増減しても本体料金が影響を受けにくくするよというのが改正の趣旨であると町は説明してきました。また、このたびの改正に当たり、端数計算の結果、多くの世帯でごく僅かに料金が下がる見通しであることも説明されました。これでめでたし、めでたしとはまいりません。

本町は、これまで全ての公共料金、使用料や手数料に消費税をかけてきませんでした。消費税導入以来34年間、歴代町長は料金改定は行っても消費税の転嫁を避け続けてきました。様々な苦勞がありながらも、その姿勢は貫かれてきました。なぜでしょうか。理由は様々でしょうが、これだけ

は言えると思うのです。それは、本町がこの間利用者のことを考え、非常に真面目に消費税の問題と向き合ってきたこと、消費税という税の仕組みが所得が厳しい世帯にほどしわ寄せが行きやすい税目であること、こうした部分を鑑みて、直接転嫁を避けてきた。この点は、歴代町長、職員の方々に素直に敬意を表します。ゆえにこそこのたびの改正は許し難きものがあります。私は恐れています。この条例改正がきっかけとなり、あらゆる使用料、手数料にも消費税を転嫁する動きが加速し、住民負担が増加していく未来を。だからこそ議案を審査する特別委員会の場においても私は反対の意思を表明し、今この場においてもこうして発言をしておる次第でございます。皆さん、私たちは未来に一人一人が責任を負っています。それは、バランスの取れた形で進んでいくことこそが望ましいと考えています。

各議員の賛同を求めまして、私の反対の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 余市町下水道条例の一部を改正する条例案の賛成討論。

令和5年余市町議会第3回定例会付託議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案について、明政会を代表し、賛成という立場で討論を行います。

余市町下水道条例は、昭和63年に施行され、下水道の運用がなされてきておりますが、今回の条例改正は今年の10月にインボイス制度が導入されたことに伴い、消費税の取扱いをより明確にすることが求められている中で、余市町下水道条例の条文中には消費税に関する規定がないことから、消費税に関して明確化を図り、内税方式から外税方式にすることで税率の改正によって料金収入が左右されることを回避するという、さらに外税方式にしたとしても、町民が支払う下水道料金

は今回の改正では基本料金及び超過料金単価の引下げを実施することにより、消費税を含めた合計金額は改正前と比較してそれぞれ1円ほど下がることを実現するという条例の改正案であります。下水道料金は平成21年7月に改正され、現在に至っておりますが、内税方式のままで、その後料金改正を実施してこなかったことから、消費税が8%に改正されたときは約700万円の減収、10%に改正されたときには約500万円の減収となっております。これについては、様々な経営努力等により減収分を回収してきたものと推量しております。

下水道特別会計は、令和6年4月1日から公営企業会計へ移行することとなっております。独立採算がより以上強く求められることとなります。税制の改正によって収入に影響が出るということは、経営の健全性を担保する上で避けなければならない要素であり、外税方式の導入は当然のことと考えます。また、基本料金及び超過料金単価の引下げを実施することにより町民から徴収する下水道料金は前年比で約45万円程度の減収となる旨試算されておりますが、これは経営努力によって吸収するとの見解であり、これをよしとはしますが、今後余市町の人口は減少していくというトレンドは何ともし難いという状況を考えたとき、より一層の経営努力が不可欠であり、その実現が強く求められるということは言うまでもありません。国においても、平成26年7月に策定した新下水道ビジョンの中で、下水道事業は整備促進から管理運営の時代に軸足が移っていく中、施設の老朽化や運営体制の弱体化など事業執行上の制約が増大していると指摘をしており、地方公共団体においては財政、人材等の制約の中、経営の観点も踏まえながら持続的に運営、実行していくことが望まれるとしております。余市町においても下水道事業は令和6年4月から公営企業会計に移行することとなっております。独立採算制を施行し、健全経営を

目指し、持続的に運営、実行していくことが強く求められております。

以上のことから、私ども明政会といたしましては、余市町下水道条例審査特別委員会における審査の経過を踏まえ、令和5年余市町議会第3回定例会付託、議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案につきましては賛成すべきという結論に達したものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第6号 余市町下水道条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、令和5年第3回定例会において付託に関わる日程第4、議案第7号

余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

この際、余市町水道事業給水条例審査特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○1番（山本正行君） ただいま上程されました令和5年余市町議会第3回定例会において余市町水道事業給水条例審査特別委員会設置付託に関わる議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきまして、その審査の経過と結果のご報告を申し上げます。

本特別委員会は、令和5年9月19日議会終了後、第1回目の委員会を開催し、正副委員長の選任が

行われた結果、委員長に不肖私山本が、副委員長に寺田委員が選任されました。

なお、委員会の開催日、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、採決の結果、起立多数で原案のとおり可決されました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げ、審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について討論を行います。

あらかじめ討論の申出がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に対する反対討論の発言を許します。

○14番（大物 翔君） ただいま議題となっております令和5年第3回定例会付託に関わる議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論を行います。

このたびの改正は、さきに議題となりました下水道料金の改正とは似て非なるものです。下水道料金の場合、今のところは料金と消費税を分離するだけにとどまっておりますが、水道料金の場合、分離した上で消費税10%分をそのまま転嫁するという分かりやすい形での住民負担増発生という事態を招きます。消費税の存在は、その制度導入以来水道事業会計の経営を圧迫し続けてきました。それでも本町は逆進性の高い消費税の転嫁を避け、不足する額については通常の料金改定という

形で行い、水道事業を運営し続けてきました。料金改定そのものについては私は賛同し難い部分がありますが、それでも34年間にわたって消費税非転嫁の姿勢を貫き通してきた歴代町長並びに水道課職員の方々の姿勢には最大限の賛辞を送りたいと思います。

今本町の水道事業会計は物価高、資材高、そして人口減など大変苦しい立ち位置に置かれています。不足する資金を確保していく必要がある。さりとて、それを消費税転嫁によって生み出すという手法には賛同できません。求めるべきは、地方公営企業法第18条の規定などを足がかりとし、一般会計からの繰入れであり、消費税という制度が結果として自治体の運営を圧迫しているという点を強く強調し、国に対して制度改正や財政支援を求めることです。税金によって養われるべき公共サービスに消費税をかける、国はこのような理不尽な姿勢を30年以上にわたって続けています。その結果取られていくお金が手元に残れば、私たちは一体どれだけ多くの福祉サービスを展開することができたでしょうか。

私がただいま主張していますこうした仕組みを取ることで料金負担の逆進性を大幅に減らし、バランスを取って事に臨んでいくことが必要であるという局面にあると私は考えますが、残念ながら特別委員会の質疑の場を通じても町としてはそういう姿勢を取ろうとする動きは一切見受けられず、不足分を住民に丸ごとかぶせるという今回の改正案には到底賛同できないという結論に至ったものでございます。

議員各位の賛同を求めまして、この場におきます私の反対の立場からの討論とさせていただきます。

○議長（藤野博三君） 次に、賛成討論の発言を許します。

○10番（伊藤正明君） 令和5年余市町議会第3回定例会付託議案第7号 余市町水道事業給水条

例の一部を改正する条例案について、明政会を代表し、賛成という立場で討論を行います。

余市町の水道事業は昭和29年に供用開始され、以来水の安定供給に向けた施策が実行されてきており、水道事業給水条例は昭和39年に施行され、現在までの水道事業の円滑な運営がなされてきていると認識をしております。その中で、今回の条例改正は今年の10月にインボイス制度が導入されたことに伴い、消費税額を明確にすることが求められていることから、余市町水道事業給水条例の条文中に消費税額を明確にする規定を設け、消費税の取扱いを内税方式から外税方式に改めるということとし、この税金分を利用者、町民に負担してもらおうというものであり、結果として利用者側から見ると消費税10%分が水道料金の値上げとなるというものであります。

余市町では、令和4年9月に未来へつなげる安心で安全な水道水の安定供給を基本理念とした余市町新水道ビジョンを作成いたしました。その中で、将来に向けたリスクファクターとしては人口減少等に伴い水需要が低下し、水道事業収益が減少すること、施設の老朽化に伴う更新工事や災害発生時に対する危機管理強化に向けた耐震化工事の必要性が高まっていること等が挙げられております。この状況下において財政状況を単純に俯瞰してみると、バランスシート上では毎年赤字決算となっておりますが、キャッシュフロー上ではプラスとなっている、辛うじて経営破綻は免れているという綱渡り状態の経営となっております。現行料金のままでいくと、令和8年度ではキャッシュフローが約3,600万円のマイナスとなることが予想されており、経営破綻状況に陥ることとなります。当然一般会計からの繰入れ等により経営破綻は回避することとなるものと思料しておりますが、令和6年から8年までの3年間で一般会計からの繰入金金は約2億1,000万円ほど計上することを前提とした中での財務状況であります。

料金改定後においてもバランスシート上は赤字でありますけれども、キャッシュフローでは約8,800万円のプラスに転じることができるという試算であります。水道事業会計は独立採算を原則とすることが求められているのは、申すまでもありません。

一般会計からの繰入れ、つまり補填をもって持続を図っていくといった姿勢は、今後人口の減少が必至である余市町の将来を考えたとき、政策予算が策定不能となる懸念が予想され、財政の硬直化を招くといった事態は避けなければならないというふうに考えております。値上げという言葉を聞いただけで短絡的に拒否反応を示し、反対をする理由を探し求めるという姿勢は、いかがなものかというふうに考えます。ただ、赤字になるから即値上げをするといった安易な行動も厳に慎むべきことではあります。

余市町におかれましては、今までの慣例等に流されることなく、従前と同様な施策を単純になぞることから脱却をし、徹底した経営の効率化を図りながら町民の信頼に足る方策を実施し、水の安定供給に向けバランスシートの健全化を含め、最大限の努力をされることを強く望むものであります。これらのことを着実に実行していくことを前提条件として、今回の消費税の外税方式の導入とそれに伴う水道料金の実質値上げはやむを得ないものと判断しております。

以上のことから、私ども明政会といたしましては、余市町水道事業給水条例審査特別委員会における審査の経過を踏まえ、令和5年余市町議会第3回定例会付託、議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案につきましては、賛成すべきであるという結論に達したものであります。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（藤野博三君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は原案可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第7号 余市町水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、委員長の報告のとおり決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、令和5年第3回定例会において付託に関わる日程第5、認定第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

この際、令和4年度余市町水道事業会計決算特別委員会委員長から審査結果の報告を求めます。

○10番（伊藤正明君） ただいま上程されました令和5年余市町議会第3回定例会において令和4年度余市町水道事業会計決算特別委員会設置付託に関わる認定第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定について、その審査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本特別委員会は、令和5年9月19日の開催の本会議終了後、第1回の委員会を開催し、正副委員長の選任が行われた結果、委員長に不肖私伊藤が、副委員長に土屋委員が選任されました。

実質審議につきましては、令和5年11月9日、1日間で審議を終えた次第であります。なお、委員の出席及び説明員の出席状況につきましては、お手元に配付の委員会審査結果報告書に記載のとおりであります。また、審査の経過につきましては、議長並びに議会選出の監査委員を除く議員全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果についてご報告申し上げます。認定

第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定については、採決の結果、起立多数で原案のとおり認定することに決しました。

以上、慎重審査をいただき結論を得ましたことをご報告申し上げます、審査結果の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

認定第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、認定第1号 令和4年度余市町水道事業会計決算認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算

（第5号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等による人件費の整理と国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施する各種事業の追加、支給決定者の増加に伴う障害福祉サービス費等給付費の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う積立金とふるさと納税取扱業務委託料等関係経費、税基幹システム改修委託料の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、障害者福祉システム改修委託料、利用件数の増加に伴う施設等利用給付費負担金の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、北後志における救急医療体制維持のための余市協会病院に対する補助金、一般廃棄物処理基本計画変更業務委託料の補正計上を行ったものでございます。

農林水産業費におきましては、交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、余市町中小企業振興条例に基づく中小企業振興事業補助金の補正計上を行ったものでございます。

土木費におきましては、申請件数の増加に伴う住宅取得等支援補助金の補正計上を行ったものでございます。

教育費につきましては、小中学校の保健室における窓枠クーラー購入費の補正計上を行ったものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金

に求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額 7 億 4,251 万 6,000 円を既定予算に追加した予算総額は 112 億 7,470 万 1,000 円と相なった次第であります。

以上、今回ご提案いたしました補正予算（第 5 号）について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 議案第 1 号 令和 5 年度余市町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 5 年度余市町の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 4,251 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 112 億 7,470 万 1,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 12 日 提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。5 ページをお開き願います。中段でございます。歳出のうち各款、各目に計上の一部を除く 1 節報酬のほか、2 節給料から 4 節共済費までにつきましては、人事院勧告並びに職員の人事異動に伴います経費の増減について整理したものでございます。つきましては、職員の人件費の整理ということで説明は省略させていただきます。

3、歳出、1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費、補正額 323 万 2,000 円の減、2 節給料から 4 節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 3,568 万円の減、1 節報酬から 3 節職員手当までと 4 節共済費までにつきましては、人件費の

整理でございます。10 節需用費 80 万円につきましては、役場庁舎に係る光熱水費の補正計上でございます。

4 目財産管理費、補正額 1 億 9,199 万 7,000 円、24 節積立金 1 億 9,199 万 7,000 円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金 94 万 6,000 円、余市町ふるさと応援寄附金基金積立金 1 億 9,104 万 1,000 円、図書整備基金積立金 1 万円の補正計上でございます。

5 目企画費、補正額 1 億 1,127 万円につきましては、ふるさと納税に係る事業経費として 11 節役務費 222 万円、12 節委託料 9,459 万円、13 節使用料及び賃借料 1,446 万円の補正計上でございます。

15 目新型コロナウイルス対策事業費、補正額 3 億 2,733 万 4,000 円につきましては、国の補正予算に伴います物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しての各種事業の補正計上でございます。内訳でございますが、1 節報酬から 12 節委託料までは各種事業に係る事務費の補正計上でございます。18 節負担金補助及び交付金 3 億 2,198 万 2,000 円につきましては、高齢者世帯等物価高騰対策助成金 730 万円、学校給食費保護者負担軽減助成金 1,164 万 2,000 円、低所得世帯緊急支援給付金 2 億 4,220 万円、子育て世帯物価高騰生活支援給付金 6,084 万円の補正計上でございます。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費、補正額 162 万 3,000 円、1 節報酬から 4 節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2 目賦課徴収費、補正額 259 万 6,000 円、12 節委託料 259 万 6,000 円につきましては、森林環境税導入準備に係る税基幹システム改修委託料の補正計上でございます。

2 款総務費、3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費、補正額 664 万 7,000 円の減、2 節給料から 4 節共済費につきましては、人件費の整理でございます。17 節備品購入費 35 万 9,000 円につきましては、旅券電子申請用の備品購入費の補

正計上でございます。22節償還金利子及び割引料35万4,000円につきましては、過年度マイナンバーカード交付事務費補助金返還金の補正計上でございます。

2款総務費、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額574万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。2款総務費、5項統計調査費、1目統計調査費、補正額136万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費、補正額20万円、2節給料と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,555万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目福祉センター総務費、補正額15万2,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

6目心身障害者対策費、補正額6,564万9,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。12節委託料101万2,000円につきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴います障害者福祉システム改修委託料の補正計上でございます。19節扶助費6,448万5,000円につきましては、利用件数増に伴います社会福祉サービス費等給付費の補正計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額224万5,000円、18節負担金補助及び交付金108万円につきましては、利用児童数の増に伴います施設等利用給付費負担金の補正計上でございます。22節償還金利子及び割引料116万5,000円につきましては、過年度児童手当国庫負担金返還金の補正計上でございます。

3目町立保育所費、補正額949万8,000円の減、1節報酬から4節共済費までは、人件費の整理で

ございます。12節委託料20万円につきましては、アスベスト含有調査委託料の補正計上でございます。

4目黒川児童館費、補正額30万5,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

6目母子通園センター運営費、補正額16万円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

7目放課後児童対策事業費、補正額63万8,000円、1節報酬63万8,000円につきましては、人件費の整理でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額2,842万8,000円、2節給料から4節共済費までにつきましては、人件費の整理でございます。18節負担金補助及び交付金1,854万8,000円につきましては、余市協会病院救急医療体制維持補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。4目環境衛生費、補正額80万円、10節需用費80万円につきましては、町営斎場における燃料費の補正計上でございます。

6目保健師設置費、補正額400万円、2節給料と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額242万円、12節委託料242万円につきましては、一般廃棄物処理基本計画変更業務委託料の補正計上でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額204万1,000円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目援護対策費、補正額11万円、1節報酬11万円につきましては、人件費の整理でございます。

3目勤労青少年ホーム運営費、補正額15万2,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額44万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目農業総務費、補正額631万円の減、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

3目農業振興費、補正額694万8,000円、18節負担金補助及び交付金694万8,000円につきましては、農業次世代人材投資資金交付金の補正計上でございます。

6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、補正額165万円、2節給料と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

5目フィッシャリーナ運営事業費、補正額2万4,000円、3節職員手当2万4,000円につきましては、人件費の整理でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、補正額405万9,000円、2節給料と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

次のページをお開き願います。2目商工振興費、補正額1,017万3,000円、18節負担金補助及び交付金1,017万3,000円につきましては、余市町中小企業振興事業補助金の補正計上でございます。

7目宇宙記念館管理運営費、補正額41万9,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額1,390万円、2節給料から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費、補正額36万1,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

2目冬期除雪対策費、補正額425万3,000円につきましては、1節報酬183万9,000円と3節職員手当のうち時間外勤務手当211万4,000円につきましては、除排雪業務に係る人件費の補正計上ござ

います。2節給料10万円と3節職員手当のうち期末手当20万円につきましては、人件費の整理でございます。

8款土木費、5項都市計画費、2目公園管理運営事業費、補正額22万6,000円、10節需用費22万6,000円につきましては、各公園街灯に係る光熱水費の補正計上でございます。

8款土木費、6項住宅費、2目住宅支援費、補正額282万1,000円、18節負担金補助及び交付金282万1,000円につきましては、住宅取得等支援補助金の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額1,291万2,000円、1節報酬から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額718万3,000円、1節報酬と2節給料につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費231万6,000円につきましては、寄附に伴います消耗品費18万円と各小学校における光熱水費213万6,000円の補正計上でございます。12節委託料23万7,000円につきましては、貸切りバス料金の値上げによるスキー授業に係るバス運行業務委託料の補正計上でございます。17節備品購入費145万7,000円につきましては、各小学校保健室の窓枠クーラー購入に係る一般学校用備品121万7,000円と寄附に伴います学校用教材教具24万円の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額545万6,000円、1節報酬と2節給料につきましては、人件費の整理でございます。10節需用費292万6,000円につきましては、寄附に伴います消耗品費10万円と各中学校における光熱水費282万6,000円の補正計上でございます。17節備品購入費109万3,000円につきましては、各中学校保健室の窓枠クーラー購入に係る一般学校用備品91万3,000円と寄附に伴います学校用教材教具18万円の補正計上でございます。

10款教育費、4項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額1,685万6,000円の減、1節報酬から4節共済費につきましては、人件費の整理でございます。

2目中央公民館総務費、補正額48万円、10節需用費30万円につきましては、中央公民館における光熱水費の補正計上でございます。13節使用料及び賃借料18万円につきましては、音響機器の借り上げに伴う補正計上でございます。

5目青少年対策費、補正額74万3,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

6目水産博物館費、補正額30万5,000円、1節報酬と3節職員手当につきましては、人件費の整理でございます。

7目文化財総務費、補正額5万8,000円、1節報酬5万8,000円につきましては、人件費の整理でございます。

11款公債費、1項公債費、1目元金、補正額20万円、22節償還金利子及び割引料20万円と2目利子、補正額20万円の減、22節償還金利子及び割引料20万円の減につきましては、利率見直し方式により借り入れた長期債のうち、本年度利率見直し分に係る償還元金の増額と利子の減額補正でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。3ページをお開き願います。中段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額3,278万2,000円、内訳といたしまして2節児童福祉費国庫負担金54万円につきましては、歳出における施設等利用給付費負担金の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。4節身体障害者福祉施設費国庫負担金3,224万2,000円につきましては、歳出における障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う国庫負担金の補正計上でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費

国庫補助金、補正額3億753万7,000円、1節総務費国庫補助金3億753万7,000円につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額50万6,000円、1節社会福祉費国庫補助金50万6,000円につきましては、歳出における障害者福祉システム改修委託料に伴う国庫補助金の補正計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額77万円、1節小中学校費国庫補助金77万円につきましては、歳出における各小中学校保健室の窓枠クーラー購入に係る学校保健特別対策事業費補助金の補正計上でございます。

次のページをお開き願います。16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、補正額1,639万1,000円、内訳といたしまして2節児童福祉費道負担金27万円につきましては、国庫負担金同様、歳出における施設等利用給付費負担金の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。5節身体障害者福祉施設費道負担金1,612万1,000円につきましては、国庫負担金同様、歳出における障害福祉サービス費等給付費の増加に伴う道負担金の補正計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、1目総務費道補助金、補正額10万円、1節総務費道補助金10万円につきましては、歳出における旅券電子申請用の備品購入費に伴う地域づくり総合交付金の補正計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額694万8,000円、1節農業費道補助金694万8,000円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金の補正計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額1億9,104万1,000円、1節総務費寄附金1億9,104万1,000円につきましては、1万3,088件の余市町ふるさと応援寄附金1億9,104万1,000円の補正計上でございます。

3目教育費寄附金、補正額71万円、1節教育費寄附金71万円につきましては、小中学校備品購入寄附金といたしまして中山建設株式会社様からの70万円と図書館図書購入寄附金といたしまして村岡千恵子様からの1万円の補正計上でございます。

4目民生費寄附金、補正額94万6,000円、1節民生費寄附金94万6,000円につきましては、社会福祉寄附金といたしまして星和夫様からの10万円、明治安田生命保険相互会社様からの41万2,000円、余市トヨエース倶楽部会員一同様からの8万1,000円、余市菊花同好会様からの2万2,224円、大谷節子様からの20万円のほか、匿名を希望する方からの3万円が1件、同じく匿名を希望する方からの10万円が1件の補正計上でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、4項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額1億1,409万1,000円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金1億1,409万1,000円につきましては、歳出におけるふるさと納税に係る事業経費の増額及び住宅取得等支援補助金の増額に伴う繰入金の補正計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額7,048万7,000円、1節繰越金7,048万7,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

21款諸収入、4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入、補正額20万7,000円、1節総務費受託事業収入20万7,000円につきましては、歳出における旅券電子申請用の備品購入費に伴う町村負担金として旅券交付事務受託収入の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○15番（白川栄美子君） 6ページで、15目の新型コロナウイルス対策事業費、18節の補助金、負担金のところで、これ1件1件多分違うと思うので、件数で言えるところは件数、それから人数で言えるところは人数、それから1人幾らなのか、それから世帯で幾らなのかということをお知らせいただきたいと思います。

○福祉課長（大平直規君） 15番、白川議員からのご質問にご答弁申し上げます。

私のほうからは、高齢者世帯等物価高騰対策助成金、低所得世帯緊急支援給付金についてご答弁させていただきます。まず、高齢者世帯等物価高騰対策助成金につきましては、1世帯当たり1万円、730世帯を想定しております。

次に、低所得世帯緊急支援給付金についてでございますが、1世帯当たり7万円で、3,460世帯を想定しております。

○学校教育課長（内田真樹子君） 白川議員のご質問に答弁いたします。

学校教育課では、学校給食費保護者負担軽減助成金を予定しております。この内容につきましては、物価高騰により厳しい状況にある保護者の負担を軽減するため、全ての保護者の方の2か月分の給食費の引き落としを取りやめ、同額について助成する予定になっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 15番、白川議員からのご質問にご答弁いたします。

私のほうからは、子育て世帯物価高騰生活支援給付金についてご答弁申し上げます。事業内容としましては、18歳までの子育て世帯に対して1人当たり3万円の給付ということで考えております。対象人数としましては、12月1日現在で2,028人と想定しております。各世帯に対して案

内、広報への折り込みなどで実施したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。これ給付金、お金いただけるとなると多分低所得者だとか、それから子育て世帯の方はなるべく早くもらったほうが本当はありがたいという希望があると思うのです。ただ、これだけのことになる、きつともっているいろいろ手続するのに多分時間がかかるのかなと思うのですけれども、なるべく早く出せるものは出していただければと思いますので、よろしく願いいたします。答弁別によろしいです。

○14番（大物 翔君） 幾つか伺ってまいりたいと思います。

まずは、6ページ、先ほどの方と重複する部分一部あるかと思っておりますけれども、新型コロナウイルス対策事業費に関わっておりますけれども、恐らく国のほうからの通知の関係でこうなったのかなと思うのですけれども、今回打っている物価対策というものの、歳入のほうの返ってきたお金の名目見えていますと、あくまで物価対策高騰のお金ということで来ているのです。そう考えると、コロナウイルスの対策事業ではないのだよなという、恐らく国のほうの立てつけの関係でこういう処理をせざるを得なかったのかなと思うのですが、その辺りどうなっているのかなというのを教えてくださいというのが1つ目。

2つ目は、事業項目に関わってなのですけれども、なかなか今回いわゆる福祉灯油を現行制度のまま実行することが難しかったのだろうと。よって、高齢者世帯等物価高騰対策という形で何とか組んだというところなのかなと。そこは、よく編み出してくれたなという部分はあります。しかし、不満もございます。委員会などの話伺っていますと、結局去年は1年間限定だよということで少し枠を広げていたと。しかし、今回は従来の立てつ

けに近いものに持っていったと。私前から申し上げますけれども、例えばその世帯の一番年長の方2人合わせて135歳とかいうような形にしていったほうが本当はいいのではないのかと。燃料高で困っているのは、高齢の独居世帯だけではございません。そういった部分の改善というのが実は必要だったのではないのかなというふうに思うので、その辺りどう考えているかお答えください。

次に、同じ項目の学校給食費のお話なのですがけれども、今年既に給食費の値上げに踏み切らざるを得なかった学校がひょっとしたらあるのではないかなというふうに思っておるのですけれども、実態、その辺りどうなっていますでしょうかと。場合によっては2か月分ストップして、こちらのお金から出してという立てつけになるのですけれども、それはそうとしても私会計で動かしている学校給食費というものを公会計化していくことも同時に考えていくべきではないかと思っておりますが、その辺りどう考えていらっしゃるでしょうかと。

次に、これらのそれぞれ、子育て世帯物価高騰の部分含めですけれども、町としてはいつ頃をめどにそれぞれ実施していきたいというふうに考えていらっしゃるのかと。本当のところを言えば、多分一番心が穏やかではないのは無事に年を越せるだろうかというのはやっぱり人情だと思うのです。そういった部分に対応可能な状況になれるのかどうなのかお答えください。

次に、ページをめくりまして、14ページまで飛ぶのですけれども、小中学校の保健室に何とか窓枠クーラーをと。9月に私も一般質問で学校だけではなくて、公共施設にという話はしました。その際に町長としてもせめて小さい子いるところだけでもというような話されていたと思うのです。伺いたいのは、今回間に合わなかったにしても、これでエアコン設置などなどは、暑さ対策などなどはおしまいですというような姿勢ではまさかないですよという部分、確認を込めて伺いた

いと思います。

○**財政課長（高田幸樹君）** 14番、大物議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の歳入の名目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という名目になっておりますが、歳出に対する目の持ち方、こちらのほうが新型コロナウイルス対策事業費ということで、これでいいのでしょうかというような内容かと存じます。これにつきましては、内閣府からの文書によりますと、このたびの臨時交付金につきましては、これまでの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金について、今回の追加分から名称を物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とし、新型コロナウイルス感染症との関連は要件とはしませんけれども、これまでの交付金と連続性を考慮して、対象事業等の制度、内容につきましては特段の変更はしないというふうな形で通知を受けておるところでございます。本町といたしましては、これらを受けまして2款総務費、1項総務管理費、15目新型コロナウイルス対策事業費の中で一連の事業展開として捉えているところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

○**福祉課長（大平直規君）** 大物議員からのご質問にご答弁申し上げます。

2点目の高齢者世帯等物価高騰対策助成金の支給対象者についてでございますけれども、昨年は福祉灯油を1年限定で対象を広げたわけでございますけれども、今年度につきましては従来どおりの真にお困りになっている70歳以上の独居高齢者世帯及びひとり親世帯、重度障害者世帯に対して支援していくものでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○**学校教育課長（内田真樹子君）** 14番、大物議員のご質問に答弁いたします。

まず、1点目の学校でこの春から給食費の値上

げをしている学校があるかというご質問でございますが、黒川小学校と東中学校で値上げが行われているところでございます。

2点目の学校給食の公会計についてでございますが、現在徴収や管理につきましては町費の事務職員が主に担っております。ですので、教職員に過度な負担をかけないようにしているところでございます。今後につきましては、他の自治体の状況などを踏まえ、公会計への移行について検討してまいりたいと存じます。よろしくお願いたします。

○**福祉課長（大平直規君）** 14番、大物議員のご質問にご答弁申し上げます。

いつ頃支給になるかというご質問であったかと思いますが、私からは高齢者世帯等物価高騰対策助成金、低所得世帯緊急支援給付金についてご答弁申し上げます。高齢者世帯等物価高騰対策助成金につきましては、1月1日現在の世帯状況で支給対象を判断することから、それ以降の支給となります。

低所得世帯支援給付金につきましては、12月1日現在の世帯状況で給付対象者に対して郵送によりご案内することから、一定の時間がかかるものでございますけれども、なるべく早く対象者の方に給付できるように事務処理について行ってまいりたいと思います。

○**子育て・健康推進課長（新木徹也君）** 14番、大物議員のご質問にご答弁いたします。

私のほうからは、子育て世帯物価高騰生活支援給付金の支払い時期についてご答弁させていただきたいと思います。年内に各対象の世帯のほうにご案内いたしまして、それからの事務作業になりますので、年内はなかなか厳しいかとは思いますが、できるだけ早く支払いできるように対処していきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○**14番（大物 翔君）** 先ほど1回目に伺った際

に小中学校費のほうの窓枠クーラーの話をしました。すみません。私声小さかったら恐縮なのですけれども、その件についての答弁をお願いいたします。

○学校教育課長（内田真樹子君） 14番、大物議員のご質問に答弁いたします。

答弁漏れがございまして、申し訳ございません。保健室への窓枠クーラーの設置を年度内に予定してございます。また、普通教室への設置につきましては、今現在各学校の電気系統の調査を行っている段階でございまして、順次整備する予定でございまして、ご理解賜りたいと存じます。

○6番（庄 巖龍君） 3款3目町立保育所費ですけれども、一般職の給与、2節、3節、職員手当、共済費、これ1,100万円強のお金が減額となっておりますけれども、これは余市の町立保育所は2所ありますが、これは保育士さんですか、それとも町職員の方ですか。どこの保育所になるのですか。内訳等についてお聞かせください。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） 6番、庄議員のご質問にご答弁いたします。

こちらのほうは、正職員の分となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

（何事か声あり）

大変申し訳ございません。保育士の職員の分となっております。大変申し訳ございませんでした。

○6番（庄 巖龍君） 保育士、すなわちこれ結局退職予定であった職員が退職しなかったという理解をしてよろしいのですか。ですから、結局減額になったと。退職金もそうなっていると。

○総務課長（越智英章君） 6番、庄議員のご質問にご答弁を申し上げます。

すみません。聞き逃しておるものですから、ちょっと間違っていたら申し訳ありません。3款1項1目の社会福祉総務費の人員費、あと3款2項3目町立保育所費の人員費、それら含めて全体的に言えることなのですけれども、この増減につき

ましては4月の人事異動に伴う増減も入っております、さらに全体的には人事院勧告に基づく増減も入っておるところでございます。ですので、例えば町立保育所費におきましては、保育士が違う部署へ異動になったということもございまして、町立保育所費については減となっております。社会福祉総務費については、保育士が違う部署に異動して増えたという要素もあるので、ご理解を願います。

○6番（庄 巖龍君） ちょっと理解しづらいのですけれども、余市町内で採用した職員が、これ一般職となっていて、先ほど保育士ということで話を聞いております。保育士が、町の職員が例えば、先ほどお答えになられませんでしたけれども、余市は大川保育所と中央保育所と2所あるわけですから、そこからそこに移っただけで何でこれだけ、1,100万円強のお金が変わる、そんな異動、お金が減額になるのか非常に理解しにくいのですけれども、同じ部署で移るわけでしょう、余市町内で、職員が、何で1,100万円近いお金が変わってくるのですか。それについては、ちょっといささかこれ疑義があります。もうちょっと細かく説明してください。

○総務課長（越智英章君） 6番、庄議員の再度のご質問に答弁いたします。

今年の4月1日の人事異動におきましては、保育士につきまして保育所間の異動だけではなく、事務職として子育て・健康推進課に配属した者や、あと母子通園センターのほうに配属した者がおりまして、そうなったものですから、町立保育所費の人員費は減になっておりまして、あとそれぞれ事務費だとかのほうに振り分けがなされたものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） 6ページの企画費なのですが、ここで1億1,127万円が補正されているのですが、そしてふるさと納税取扱業務の委託料とポータルサイト使用料がそれぞれ増えているので

すが、これは新たに委託先を増やしたり、ポータルサイト使用先を増やしたりしたのか、あと支払い先など教えていただければと思います。

○政策推進課長（橋端良平君） 2番、尾森議員のご質問にご答弁申し上げたいと存じますけれども、新たにふるさと納税の支払い先が増えたですとか、そういうことではなくて、年度末までに見込まれる寄附額、それに伴いまして返礼品の支払いですとか、あと事務手数料、委託料、そういったものが必要になりますので、年度末までに今この予算上見込みとして持っておりますのは現在10億2,000万円、それに対する必要な手数料、業務委託料、ポータルサイトの使用料がございます。ポータルサイトにつきましては、十数のポータルサイトがあるのですけれども、以上でございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほど新型コロナウイルス対策事業費の中で学校給食費保護者負担軽減助成金というところが2か月分とありますが、これ現状この時点で何世帯何名分か教えていただきたいです。

○学校教育課長（内田真樹子君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問に答弁いたします。

私の手元でございますのは児童生徒の人数でございますので、ご勘弁いただきたいと存じます。生徒数としては1,020名を見込んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和5年度余市町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（小黑雅文君） ただいま上程されました議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の内容につきましては、歳出において令和5年人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正計上を行ったものでございます。

また、歳入につきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億9,869万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額15万2,000円、1節報酬14万円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。3節職員手当1万2,000円につきましては、期末手当(会計年度任用職員)の補正計上でございます。

2目認定調査費、補正額12万6,000円、1節報酬11万4,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。3節職員手当、補正額1万2,000円につきましては、期末手当(会計年度任用職員)の補正計上でございます。

次に、歳入の説明を申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額27万8,000円、1節繰越金27万8,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和5年度余市町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第8、議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黑雅文君) ただいま上程されました議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算につきましては、人事院勧告に基づく給与改定による人件費及び保険給付費等交付金の精算による返還金の補正計上を行ったものであります。

また、歳入におきましては、必要となる一般財源を繰越金に求め、収支の調整を行ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度余市町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億3,806万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げます。2ページをご覧ください。中段でございます。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、3目特別対策事業費、補正額8万5,000円、1節報酬8万5,000円につきましては、会計年度任用職員報酬の補正計上でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額277万9,000円、22節償還金利子及び割引料277万9,000円につきましては、保険給付費等交付金過年度返還金の補正計上でございます。

次に、歳入のご説明を申し上げますので、上段をご覧ください。2、歳入、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額286万4,000円、1節繰越金286万4,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第3号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 令和5年度余市町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第9、議案第4号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました議案第4号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます補正予算の内容といたしまして、歳出におきましては人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の増額、令和4年度分の消費税及び地方消費税による中間納付額の確定見込みによる増額、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上を行い、併せまして令和4年度建設事業費の国庫補助金返還金の補正計上を行うものであります。また、公債費におきましては、下水道事業債の借入利率の確定に伴う長期債償還利子の減額補正を行うものであります。

なお、補正に伴います財源の不足分につきましては、これを繰越金に求め、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。

債務負担行為補正におきましては、広域化、共同化事業に係るし尿等受入れ施設の全体事業費見直しによる債務負担行為の追加を行うものであり

ます。

以下、議案第4号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第4号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度余市町の公共下水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,731万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,296万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出よりご説明申し上げますので、3ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,117万5,000円、2節給料434万2,000円、3節職員手当265万7,000円、4節共済費101万円、18節負担金補助及び交付金5,000円につきましては、人事院勧告に基づく給与改定及び人事異動等に伴う人件費の増額補正であります。26節公課費316万1,000円につきましては、令和4年度消費税及び地方消費税の確定及び令和5年度の中間納付額の確定見込みによる増額補正であります。

2目財産管理費、補正額2,019万9,000円、24節積立金2,019万9,000円につきましては、余市町公共下水道事業基金条例に基づく積立金の補正計上でございます。

2款事業費、1項公共下水道事業費、1目建設事業費、補正額9万円、2節給料3万7,000円、3節職員手当4万6,000円及び4節共済費11万3,000円の減につきましては、人事院勧告に基づく

給与改定等に伴う補正であります。次のページをお開き願います。上段をご覧ください。22節償還金利子及び割引料12万円につきましては、令和4年度の国庫補助対象経費の確定に伴う国庫補助金返還金の補正計上を行うものでございます。

3款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、令和4年度の借入れの公共下水道事業債の借入利率確定に伴う財源の組替えを行うものでございます。

2目利子、補正額414万6,000円の減、22節償還金利子及び割引料414万6,000円の減につきましては、令和4年度借入れの公共下水道事業債の借入利率確定に伴う長期債償還利子の減額補正をいたすものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段をご覧くださいというふうに思います。2、歳入、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,731万8,000円、1節繰越金2,731万8,000円につきましては、補正に伴います財源を繰越金に求めるものであります。

次に、債務負担行為の補正についてご説明申し上げますので、1ページをお開き願います。下段をご覧ください。第2表、債務負担行為補正、1、追加、事項、公共下水道し尿等受入施設整備事業、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額2億7,100万円以内。債務負担行為補正につきましては、令和4年度より行っております公共下水道し尿等受入施設整備事業について、昨今の社会情勢により急激な物価上昇が見られることから、事業全体の見直しを行い、追加補正とするものでございます。

以上、議案第4号につきまして提案理由をご説明申し上げますので、ご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 令和5年度余市町公共下水道特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第10、議案第5号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長(紺谷友之君) ただいま上程されました議案第5号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたび補正いたします内容につきましては、収益的支出、営業費用につきまして人事異動及び人事院勧告に基づく給与改定及び法定福利費変更に伴う各目人件費の整理並びに本年度の執行状況等を踏まえ、必要な経費について補正を行うものであります。

また、資本的支出、建設改良費につきましては、

人事院勧告に基づく給与改定及び法定福利費変更に伴う人件費の整理による減額補正を行うものであります。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第5号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条 令和5年度余市町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款水道事業費用、既決予定額7億1,669万6,000円、補正予定額437万3,000円、計7億2,106万9,000円。

第1項営業費用、既決予定額6億3,236万6,000円、補正予定額437万3,000円、計6億3,673万9,000円。

第3条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「2億7,760万3,000円」を「2億7,745万2,000円」に、当年度分損益勘定留保資金「1,198万3,000円」を「1,183万2,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、第1款資本的支出、既決予定額11億5,409万9,000円、補正予定額15万1,000円の減、計11億5,394万8,000円。

第1項建設改良費、既決予定額8億4,876万2,000円、補正予定額15万1,000円の減、計8億4,861万1,000円。

第4条 予算第8条に定めた経費の金額のうち、(1)職員給与費「1億561万4,000円」を「1億970万7,000円」に改める。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次に、令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。令和5年度余市町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款水道事業費用、補正額

437万3,000円、1項営業費用、補正額437万3,000円、1目原水及び浄水費、補正額361万1,000円につきましては、人件費及び旅費の整理による増額補正でございます。

2目配水及び給水費、補正額50万3,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

3目総係費、補正額126万5,000円につきましては、人件費及び旅費の整理による増額補正でございます。

資本的収入及び支出、支出、補正額のみ申し上げます。1款資本的支出、補正額15万1,000円の減、1項建設改良費、補正額15万1,000円の減、2目配水設備改良費、補正額15万1,000円の減につきましては、人件費の整理による減額補正でございます。

以上、議案第5号につきまして提案理由のご説明を申し上げますので、よろしく審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 令和5年度余市町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第11、議案第6号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま上程されました議案第6号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明いたします。

本町職員の給与等に関しましては、国家公務員の給与に準じた形で措置することを基本としておりますが、令和5年8月7日の令和5年人事院勧告に基づきまして国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決成立したところであり、本町職員におきましても法律改正に準じまして余市町職員給与条例の一部改正を行おうとするものでございます。

令和5年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の主な内容といたしましては、俸給表につきましては国家公務員の月例給が民間給与を0.96%、金額にして3,869円下回っていることから、月例給の改定につきましては初任給で民間との間に差があることを踏まえ、初任給を大卒者程度で1万1,000円、高卒者程度で1万2,000円引き上げ、また初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うほか、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について各級の改定額を踏まえ、所要の改正をする内容で、平均改定率は1.1%となっております。

す。

次に、期末勤勉手当でございますが、年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分することとし、本年度につきましては12月期の期末勤勉手当を引き上げ、令和6年度以降においては6月期及び12月期の期末勤勉手当が均等になるよう配分すべく改正されたところであります。

また、会計年度任用職員におきましても職員の給料表を準用していることから、併せて改正を行うところであります。

以上が令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定の概要でございますが、本町職員に対する給与改定につきましても国に準じ同様の措置を行うべく余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご提案する次第であります。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。

議案第6号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

(余市町職員給与条例の一部改正)

第1条 余市町職員給与条例(昭和26年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

この改正は期末手当の改正で、一般職の職員の期末手当を0.05月分引き上げるもので、令和5年

度分につきましては12月期に配分するものでございます。

第21条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

この改正は勤勉手当の改正で、一般職の職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるもので、令和5年度分につきましては12月期に配分するものでございます。

別表1を次のように改める。

別表1の改正は、令和5年4月1日に遡及適用となる給料引上げの給料表でございます。これにつきましては、給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

3ページおめくり願います。

第2条 余市町職員給与条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

この改正は期末手当の改正で、令和6年度以降については6月期及び12月期が均等となるよう配分するための改正でございます。

第21条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

この改正は勤勉手当の改正で、令和6年度以降においては6月期及び12月期が均等となるよう配分するための改正でございます。

(余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年余市町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第19条第1項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分

の70」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

別表を次のように改める。

別表の改正は給料表の改定でございますので、朗読を省略させていただきます。

2ページおめくり願います。

第4条 余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第19条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

この改正は、職員の給与条例の改正に伴い給与条例を準用する条項について改正を行うものでございます。

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の余市町職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第20条及び第21条の規定は、同年12月1日から適用する。

3 第3条の規定による改正後の余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、改正後の会計年度給与条例第11条及び第19条の規定は、同年12月1日から適用する。

4 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（この条例の公布の日の属する月の前日の末日までに退職し、又は死亡した者を含む。）のうち、次に

掲げるものに係る前項の規定の適用については、同項中「令和5年4月1日」とあるのは「令和5年10月1日」とする。

(1) 特定の時期に任用される会計年度任用職員であって、任期が3か月以内のもの

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号によって採用された会計年度任用職員であって、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のもの

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)

5 令和5年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の余市町職員給与条例（以下「改正前の給与条例」という。）の給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、町長が定める。

(適用日前の異動者の号俸等の調整)

6 適用日の前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、改正前の給与条例及び余市町職員初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年余市町規則第11号）の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与及び報酬の内払)

8 改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例及び第3条の規定による改正前の余市

町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び報酬は、改正後の給与条例及び改正後の会計年度給与条例の規定による給与及び報酬の内払とみなす。

(規則への委任)

9 附則第5項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上、議案第6号について提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号 余市町職員給与条例及び余市町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり

可決されました。

○議長(藤野博三君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第12、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第13、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第12ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長(越智英章君) ただいま一括上程になりました議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の人事院勧告に基づく給与改定におきましては、令和5年度における一般職の12月期に支給されます期末勤勉手当の支給率を0.10月分引き上げる改正がなされ、次年度以降の措置といたしましても6月期と12月期の期末勤勉手当が均等となるよう配分改正されたことに伴いまして、一般職同様に議会議員をはじめ、本町特別職等におきましても令和5年12月期分の期末手当につきまして0.10月分引き上げ、次年度以降における支給率の配分見直しを行うものであります。

以下、議案を朗読いたします。

初めに、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例案を朗読いたします。

議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和5年12月に支給する期末手当に限り、改正後の余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の227.5」とする。

続きまして、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案を朗読いたします。

議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案。

余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例。

（余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例の一部改正）

第1条 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例（昭和34年余市町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

（余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和45年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「100分の217.5」を「100分の222.5」に改める。

附則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

2 令和5年12月に支給する期末手当に限り、第1条の規定による改正後の余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例第2条第5項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の227.5」とする。

3 令和5年12月に支給する期末手当に限り、第2条の規定による改正後の余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第2条第5項中「100分の222.5」とあるのは、「100分の227.5」とする。

以上、一括上程されました議案第12号及び議案第13号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

したので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案2件について、これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第12号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第12号 余市町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号については委員会の付託を

省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第13号 余市町特別職の職員の給与及び旅費並びにその支給方法に関する条例及び余市町教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第14、議案第14号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程となりました議案第14号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、現在本町教育委員会委員でございます平田進氏におかれましては12月15日をもって任期満了となりますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、本定例会に任命同意のご提案を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項には、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという規定になってございますので、このたび議員皆様のお手元に配付してございます余市郡余市町富沢町5丁目65番地、平田進氏を余市町教育委員会委

員としてご同意賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

平田進氏につきまして職歴等を申し上げたいと存じます。現住所は余市郡余市町富沢町5丁目65番地、生年月日は昭和24年9月20日生まれでございます。職歴としましては、昭和43年4月に北海信用金庫に入庫され、平成15年6月には常勤理事に就任、平成22年6月には常務理事に就任、平成24年6月に常務理事、代表理事に就任されており、平成25年6月に退任され、平成27年12月16日から余市町教育委員会委員として現在に至っております。この間平成30年2月から富沢町第2区分会長、平成31年4月からは余市町政治倫理審査委員も担われてございます。

以上、職歴等を申し上げましたが、余市町教育委員会委員として最も適任であると判断し、ご同意賜りたく、ここにご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第14号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

余市町教育委員会委員に次の者を任命いたしましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町富沢町5丁目65番地。氏名、平田進。生年月日、昭和24年9月20日生まれ。

以上、提案理由のご説明をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第14号 余市町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第15、一般質問を行います。

なお、発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号2番、尾森議員の発言を許します。

○2番（尾森加奈恵君） 令和5年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告いたしました一般質問2件について質問いたします。答弁の

ほどよろしくお願いいたします。

件名1、こども誰でも通園制度や病児保育などの子育て支援の充実について。こども家庭庁では、親の就労の有無に関係なく保育施設を利用できるこども誰でも通園制度の試行的事業を今年度より実施予定です。試行的事業の開始を希望する市区町村には、新たに配置する保育士らの人件費などが支援されるとのことですが、本町のこども誰でも通園制度試行的事業への取組についてお伺いします。

本町には病児保育を行っている無認可保育施設が1か所ありますが、条件付での受入れであり、利用できる人数が非常に少ない状態です。病児保育の拡充を希望する声がありますが、本町の姿勢と見解をお伺いします。

件名2、小・中学校のアクティブラーニングの取組について。令和2年度に学習指導要領が改訂され、主体的、対話的で深い学びが得られるアクティブラーニングが推進されていますが、本町の小中学校における授業の改善内容とその効果についてお伺いします。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員のこども誰でも通園制度や病児保育などの子育て支援の充実に関する質問に答弁します。

1点目のこども誰でも通園制度の試行的事業への取組についてですが、現在本町では子育て世代包括支援窓口を設置し、育児不安が増大するゼロ歳から2歳までの子育て家庭に寄り添い、育児不安の軽減につながる伴走型相談支援や一時預かり事業、親子通園など保育支援に取り組んでいます。こども誰でも通園制度の試行的事業の取組については、国の検討状況やモデル事業の取組に注視するなど引き続き安心して子育てできる環境づくりに努めます。

2点目の病児保育についてですが、発熱などの体調不良のお子さんを受け入れる本町に所在する認可外の保育事業所については認識しています。

国では、保育者が就労する場合等において子供が病気の際に自宅での保育が困難な状況に鑑み、病院、保育所などにおいて一時的に保育する病児保育事業が制度化されています。事業の実施に当たっては、常駐を原則とする看護師、児童10人につき1人や保育士、3人につき1人など職員の配置のほか、対象児童が安静に過ごせる専用スペースの確保など、必要な要件を満たすことが求められています。今後先進自治体の取組を参考にするとともに、医療機関などとも共有しながら調査研究をしていきます。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員のアクティブラーニングの取組についてのご質問に答弁申し上げます。

アクティブラーニングとは主体的、対話的で深い学びとも呼ばれ、従来の教員による一方的な講義形式の授業ではなく、児童生徒が主体となり、能動的に学習に取り組む教育法であり、ICTを活用した授業改善が求められています。本町におきましては、全ての児童生徒に配付されているタブレット端末にノート機能やドリル機能を有した学習アプリを導入しており、具体的に申し上げますと、ノート機能を活用し、自分の考えを式や図で表し、それをクラス全体で共有することにより協働的な学びの確立に努め、またドリル機能については児童生徒の個々の実態に応じた問題に取り組むことができ、個別最適な学びの実現に役立っています。タブレット端末の活用が進められている中、各学校におきましては教科の特質に応じて授業に取り入れ、授業改善に取り組んでいるところですが、今後におきましても子供たちに確かな力が身につくよう現在の取組を継続、強化してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○2番（尾森加奈恵君） ただいま町長と教育長

に答弁いただきましたが、まず町長に再質問させていただきます。

このこども誰でも通園制度などは、これから状況を見て検討していられるようですけれども、あとは今本町で確かに一時預かり事業などもされていますけれども、一時預かり事業は今1日3名までしか預かりをされていないと思うのです。ですので、こども誰でも通園制度に限らず、一時預かり事業も人数をたくさん預かれるようにもう少し拡充していただければなと思います。今後子供をたくさん預かれるように何か取組は考えられていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

子育ての充実はもちろん力を入れてやっている分野です。さっきの補正予算でもゼロ歳から18歳まで一律3万円現金を供与するというのを余市町独自でやったわけです。このくらい子育てには力を入れているわけです。他方で、こども誰でも通園制度、すぐにでもやれるものならやりたいわけですが、スペースと人の確保、これができなければやはりやりたくてもできないわけであって、そのためにはもちろん保育士の採用などが必要になってくるわけです。なので、現在ももちろん一時預かり制度で理由を問わず預けることができますけれども、あと利用できる制度としては社協がやっている子育てサポートセンターがありますけれども、実際制度はあるのですけれども、あんまり活用されている状況にはないので、こういうところもうまく活用しながら子育て支援、みんなで子育てをサポートするという体制を構築できればいいなと前々から思っているところであります。

○2番（尾森加奈恵君） 町長より余市町は子育て支援にも力を入れているということで答弁いただきました。答弁にありました子育てサポートセンター、私も利用させていただいてまして、非

常に助かっています。ただ利用が少ないということでしたが、3日前までに予約をしなければいけないですとか、いろいろ決まりがあって、少ないのかなと思いました。今後預かりを強化していく上では、スペースと人の確保がやはり大切ということなのですけれども、余市町として保育士さんを確保するために取組をされていることがありましたら、教えていただきたいです。

○町長（齊藤啓輔君） 2番、尾森議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町としての取組といますか、全国的に保育士が不足している状況であります。余市町も新しく入ってきた保育士がもちろん転職等で別の自治体、別のところに行く関係で辞めるというケースもあって、余市町に限らず全国的に保育士の確保というのは難しい状況になっております。しかしながら、もちろん余市町としてもいろいろなところに働きかけをして、保育士に集まってもらうように様々な広報なり努力はしているところであります。

○2番（尾森加奈恵君） 町長から答弁いただきまして、余市町が保育士の確保にも努力されているということが分かりました。

続いて、教育長に再質問させていただきます。現在アクティブ・ラーニング取り組まれている、効果もあるということなのですけれども、これから強化されていくということでしたけれども、今後新たに取り組まれる授業内容がもしありましたら、教えていただきたいです。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問をいただきましたアクティブ・ラーニング、私どもしっかりと取り組んでおります。手前みそでございますが、一定程度学力テスト等で成果も上がっており、この間道教委だとか他の町村からの視察も受け入れているような状況でございます。そういった中で、ICTを活用した授業改

善ということで今取り組んでいるところでございますが、今現在はタブレットの導入と教員の献身的な取組によって成果は上がっているのですが、道半ばでございます。これからいかにこれらの取組を余市町に定着させるかというのが非常に大きな課題でございますので、ICTを活用した取組で今いろいろなアプリを使っているのですが、全て使い切っているとは、そこはそこまでは使い切っているとは言えない状況でございます。そういった中で、使う中で教員間による研修会等を開き、また他町村、先進地の事案等もいろいろ調査もさせていただきながらより充実した取組にしたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 教育長より答弁いただきまして、教員の方たちも研修などをされて、授業の改善に努めているということが分かりました。

そこで、教員の方たち、教育現場の方たちは指導方法などを習得する時間が必要になると思えますし、とても大変だと思うのですが、教育現場の方たちの業務の負担を軽減するために取り組んでいることですか、何か今後アクティブ・ラーニングですか新しいもの進めていく上では教育現場も変えていかなければならないと思うのですが、何か取組されていることがありましたら、教えていただきたいです。

○教育長（前坂伸也君） 2番、尾森議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

教員の働き方ということでございます。この間教員の働き方改革ということで議会においても様々なご意見、ご指摘も受けております。そういった中で、本町においてはアクションプランというものを定めて、年次計画的に教員の負担を軽減すべく取組を行っているところでございますが、まだまだ不十分なところでございます。今年度、具体的な例を言いますと、出勤簿、今押印していたのをデジタル化する等の対応をしております。そ

ういったことも含めて、アクションプランを定めていることが100%まだ実施できていませんが、それを検証して、先生の働き方改革を進めて、よりそういった研修等々に時間が割けるような対応をしてみたいと考えております。

○2番（尾森加奈恵君） 教育長より答弁いただきまして、働き方改革も進めているということが分かりました。それで、授業を改善して、よりよい学びができるように様々な努力をされているということで、今後も子供たちが生き生きと学べる環境づくりを進めていただきたいです。答弁は要りません。

終わります。

○議長（藤野博三君） 尾森議員の発言が終わりました。

発言順位2番、議席番号11番、茅根議員の発言を許します。

○11番（茅根英昭君） 令和5年余市町議会第4回定例会における一般質問を行います。

件名、JR余市・小樽間のバス転換と地域公共交通政策について。北海道新幹線札幌延伸に伴う並行在来線のうち長万部以北で存廃判断が保留となっていた余市小樽間について、北海道、小樽市、余市町の3者で2022年3月に開かれましたバス転換の方向性を口頭で確認し、函館本線長万部小樽間の廃止が事実上決定しました。余市町も小樽市や札幌市への通勤、通学、通院、観光等への利便性が低下することを考え、2018年度における余市小樽間の輸送密度、1日に2,144人を根拠に同区間の鉄道存続に邁進してきました。余市駅は、徒歩圏内にニッカウキスキー蒸溜所があり、積丹半島や倶知安方面への観光客が行き来する交通の要衝として栄えてきました。余市、小樽は全国の中でも珍しいウイスキー、ワイン、日本酒もあるすばらしい名産地です。また、輸送密度を上げる対策の一つとして、ジャパンレールパスや北海道フリーパス、青春18きっぷ、一日散歩きっぷ等などの

フリー乗車可能な企画切符の利用が加味されていないことに疑問もあり、アンケート等による実験分析、さらには費用便益分析が不可欠、運行についての試算表については積算等の根拠でも様々な改善があると考えています。2023年10月3日の北海道新聞でも、JR北海道の余市小樽間のバス転換についてバス運転手不足等の問題により事情変更の原則が論じられております。高齢化等による交通弱者や公共交通空白地域への対策や交通の現状、ニーズ等の把握、方向性の検討、年齢階層、外出目的等に応じた公共交通サービスの提供の実現、コミュニティバス、乗合タクシー及び定額タクシー等の持続可能性を踏まえた検討が必要と考えます。以下、質問いたします。

1、北海道との協議状況について。

2、2023年10月3日の北海道新聞の代替バスの問題や諸問題等による事情変更の原則に関する記事への町長の見解について。

3、今後の地域公共交通活性化の町長の見解について。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員のJR余市・小樽間のバス転換と地域公共交通政策に関する質問に答弁します。

1点目の北海道との協議状況に関する質問ですが、本年5月に開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会後志ブロック会議において、今後の協議の進め方といたしまして、協議会の事務局である北海道よりバス事業者に対し代替バスの運行への協力などに関する協議を申し入れることとし、その後バス事業者の協力の下に実際のバスルートやダイヤの設定、拠点施設の整備など具体的な協議、検討を進めながら、後志地域にとって最適な地域公共交通体系の構築を目指していくとの基本的な方針を確認したところであり、この基本方針の下、各種協議を進めています。

3点目の今後の地域公共交通活性化に関する質

問ですが、本町では住民の生活に必要な交通手段の確保、その他旅客の利便性向上等に必要となる事項を協議し、地域公共交通の活性化を図ることを目的とする余市町地域公共交通活性化協議会を設置し、その目的達成に向け鋭意協議、検討を重ねており、今後も引き続き当協議会において余市町における地域公共交通の活性化に向けた検討を進めていきます。

なお、2点目の質問でございますが、議会はマスコミの報道に対する私の見解を逐一披露する場はないと考えますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○11番（茅根英昭君） まず、1点目の質問ですが、思ったより答弁が長くて、安心しました。この北海道の協議事項について過去、現在、未来という想定の下、質問させていただきます。

過去においては、町長は並行在来線対策協議会において本当に孤軍奮闘というのがふさわしいのか、私もずっと会議録見てきましたが、本当に余市のためにJRを残そうという思いでやってきたのかなという思いでおります。それで、北海道についての町長の見解は、5月に並行在来線対策協議会ブロック会議によって北海道よりバス代替の申入れがあったが、そういうことを今協議している最中だということですが、報道もそうですが、やはりバスの運転手不足が北海道もなかなか思ったより問題視をしていなかったのか、ここは余市町において町長は来るときに行動を起こす準備の中でやっていってくれるだろうと住民は思っております。その点についてもう一度答弁お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

バス転換に合意したのは、余市小樽間に関しては迅速性と、あとは利便性が損なわれない限りにおいてはバス転換を容認しますという発言をもちろん記者会見の場で言っているわけですから、北

北海道庁としてはそれを確保するということが前提になるわけです。それができなければ、北海道庁はいろいろなところから批判を浴びますよということは記者会見の場でもくぎを刺して言ってきたわけです。なので、それは前提になるわけです。なので、基本的にバスの運転手不足云々という議論は出ていますけれども、私が提示した条件はきちんと大量輸送を迅速に利便性を損なうことなく余市から小樽まで輸送するということが条件ですので、その点は確保をしていってもらおうということになるかと思えます。

○11番（茅根英昭君） 今の答弁のまま私もインターネット等で拝見しております。私もそうですが、ここにおられる方々のお子さんがJRを使って学校に行ったときのことを思い出していただければ、どんなにJRがあったことがありがたかったか、そのことについてこれから、先ほども町長答弁していましたが、子育てを一生懸命やっているお子さん方、また20代、30代の企業に勤めている方がやはりJRがなくなることによって、小樽の高校に通うことを踏まえて、小樽に住宅建てたりしている現状もあります。そのことを本当に町長も分かっておられると思えます。今後のそのような来るときに行動を起こしてくれるというような答弁内容だと私は認識しておりますが、11月、12月と様々なところで会議が開かれ、その中で某国会議員の方が北海道知事にこの余市小樽間をどのようにしていくべきかを質問したり、整理していただいているというようなことも聞いております。この間私も参加し、他の議員さんも参加しましたが、小樽市議や後志の議員関係の会合でもそのことを申し込んでおりました。副知事にこの小樽余市間のJRの問題をやはり北海道の中でもこれだけの二千何百という輸送密度を持った余市小樽間が廃線になるということ、本当に非常に北海道のためにも強く頑張っただけだと信じております。その点踏まえて、町長からも答弁

をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

何を答弁していいのかわからないですけども、言っている内容、あんまり変わらないと思うのですが、基本的にバス転換に合意した条件としては余市小樽間の利便性を低下させないということ、さっき言ったとおりで、それが確保できないのであればうちはちょっと考えを翻すかもしれませんよというのは事務レベルでは伝えているわけです。ですから、議事録にもありますけれども、基本的に地域の公共交通政策というのは戦略的にきちんとやっていかなければいけないわけです。例えば完全に山線を全部バス転換するからといって、同じルートをバスで走らせても赤字になるだけではないですか。そういうことは私議論の中で言っていますけれども、だとしたらきちんと拠点間は新幹線つくるなら新幹線に任せて、そこからハブとしてきちんとバスルート回すということによって、近距離だから、バス運転手不足、長距離より近距離のほうが回しやすいわけですから、そういう交通体系をつくれたりというような様々なことは言っているわけですが、問題はやはり陣頭指揮を執る、戦略を練る人が残念ながら見当たらないというのが結構不幸な状況かなというふうに思っているわけです。いずれにせよ、私の管轄は余市なので、余市小樽間に関してはきちんと利便性を確保するということは引き続き言っていきたいというふうに思っています。

○11番（茅根英昭君） このJRも問題なのですが、全国でも余市小樽間みたく、都道府県の関係でいえば余市も北海道が上の組織になりますけれども、国との協議をしている自治体もありますので、時が来たら余市町の住民の思いを胸に町長もやっていただく可能性が増えてきたと私も認識しました。この件はこの程度にとどめて、北海道からも連絡来るか、国からも連絡来るか、または余

市が率先して行動を起こす時期が来たときに町長の思いを胸に余市の住民と強力タッグでやっていただきたいと思います。最後に、この件答弁お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

沿線自治体、様々な首長がいるわけで、それぞれ利害を持っているわけで、新幹線駅の自治体は早くむしろ山線廃止したいと思っているかもしれないし、あとは無関心だったり、様々な温度差があるわけです。北後志の首長は私と仁木町しか入っていないけれども、ほかの自治体の意見も聞いたら、やっぱり余市小樽間はなくなっては困るという意見もあるわけですから、そういう意見も踏まえつつ私のほうではきちんと割と戦略的に物事考えているほうだと思うのですけれども、戦略的にこの区間は必要だということは数値も出しつつ説明はしていこうかと思っています。

○11番（茅根英昭君） 今回の小樽市議会の12月定例会でも市議の方がこの関係で一般質問しております。また、私もこの間の会議で倶知安の議長さんとも話ししまして、余市までは残したいのだという思いの方々が多いのですと。その中で倶知安の中と余市と協力関係を保ちながらやっていきましょうよということも話ししました。この関係でいうと、町長も今余市がまだ答弁をしづらい関係ということもわかりますので、ただ事情変更になってきましたよというようなことを踏まえて、この質問はこれで終わらせていただきます。

最後に、3番目ですが、余市町地域公共交通計画の2022年の6月の改定の冊子ですが、この関係の87ページに、5の4、計画の推進と取組スケジュールとなっています。これ2022年度から23年度にわたって、今回私が質問した地域公共交通活性化の関係でいうと、町長もこれ拝見していると思いますが、評価の検証ですとか運行内容周知、実証運行ですとかニーズに応じた対応、余市循環線

での導入、情報収集及び対応、バス待ち施設調査、様々なこういう内容の下にやっておられると思います。私が何を言いたいかというと、限りある予算でコンパクトシティー化も進めないとならないというのもわかります。ただ、町民の中の様々な地域の中の方々がどういうふうにしたら町が進めている今回の地域公共交通活性化に沿ってのバスの運行スケジュールで乗っていただく可能性があるのかとか、広報にも載っていることはわかります、見ておりますので。ただ、例えば区会等の回覧板にももっともっと載せるとか、さらに言うと回覧板を町で作成して、それを貼って、回覧してもらおうとか、いろいろなことの工夫を今後やる中で、いかに乗ってもらおうかという工夫をどのように町長は考えておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

地域公共交通活性化については、どういう公共交通が一番合理的なのかというのを鋭意検討していくというようなことで、様々な検証も踏まえつつ計画を策定していくということなのですけれども、余市循環線が主なものにはなってきますけれども、それに関しては町政懇談会で区会との意見交換の中でも様々な意見が出ました。例えば沢のほうが停留所が少ないとか、思うところがいろいろ皆さんあるわけです。担当としては、例えば余市循環線の朝の便に関してはJRと接続できたりするようなダイヤにしたり、様々なアイデアを出しながらやっているわけです。様々な検証を踏まえつつ、どういった公共交通の体系が一番余市に合うのかというのを引き続き模索していくことだというふうに思います。質問の冒頭でもあったとおり、コミュニティバスだとか乗合タクシーだとかデマンド交通、今議論にもなっておりますけれども、ライドシェアとかも踏まえて様々なやり方があると思うので、引き続き鋭意この中で検討していくということだと思います。

○11番（茅根英昭君） 私もこの質問するに当たって、余市町地域公共交通網形成計画をずっと拝見していました。ここで一番問題となるのは、マイカーを運転している方ではなく、町長も御存じのとおり、やはり足がない方の買物ですとか、そういう様々な乗合バスに乗って街に行くとか病院に行くとか、そういったことの認知なのです。ですので、先ほど質問したように、町の重点政策の位置づけになるようなこれからの今後の政策は、やはり区会、町民がもっともっと毎日見るような先ほど質問した回覧板等も活用しながら、高齢者に優しいまちづくり、高齢者にとってもっともっと二重、三重の政策の訴え方をやってみてはどうでしょうかと先ほど質問させていただきました。これについて町長はどのように見解を述べますか。

○町長（齊藤啓輔君） 11番、茅根議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

公共交通政策の広報の話だと思いますけれども、様々な場面で広報はしており、目にはついていていると思いますが、生活スタイルも車になれ親しんだら、やはりバスとか乗らない人が多いというのが現状なわけです。かつてバスが使われていた時代というのは免許の取得率が低かったわけで、公共交通に頼らなければいけないというような時代背景もあったわけですが、現在高齢の方も自動車を運転するようになり、免許返納という別の論点はもちろんあることは承知ですが、ライフスタイルの変化によってなかなかバスで出かけるということも少なくなったのが反映されていて、現在の状況に陥っているというのがまずベースというか、基本の社会背景としてあるというふうには認識しているわけです。そんな中で高齢化の進展、そして免許返納の問題も絡んでくるわけですから、その点は必要なニーズに迫られてバスに乗るといった状況も出てくるわけですから、それについては目に見えるような位置にこの

情報を伝播するという事は引き続きやっていきたいというふうには思います。

○11番（茅根英昭君） 最後の質問で、様々なことについてこの12月から3月、様々な動きがあるかと思しますので、その中で先ほど1番に質問したことも踏まえて、今後来るときには一生懸命皆さんと協力して頑張っていきたいということ、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤野博三君） 茅根議員の質問が終わりました。

○議長（藤野博三君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明13日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時39分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 10番 伊 藤 正 明

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 13番 ジャストミートあたる